介護サービス事業者自主点検表

介 護 老 人 保 健 施 設（ユニット型）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| e-mail |  |
| 法人の名称 |  |
| 法人の代表者名 |  |
| 管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （実地指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

○職員の配置状況 （令和 　年 　月末現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設種別 | 介護老人保健施設（空床短期を含む） |
| ユニット数 |  |
| 入居定員 | 人 |
| （直近在籍者数） | （　　　　　　　　） |
| 前年度平均入居者数 |

|  |
| --- |
| 前年度の入居者延数※ 人・日 |

|  |
| --- |
| 前年度の日数 日 |

|  |
| --- |
| 入居者数人 |

　　　÷　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　　(小数点第2 位以下切上)※指定短期入居生療養事業所を併設している場合にあっては、当該事業所の利用者延数を含む。 |
| 夜間及び深夜の時間帯 | 　　　　　　　　時～　　　　　　　　時 |
| 配置すべき職種 | 配置基準 | 配置数 |
| 管理者（施設長） |  |  |
| 医師 |  |  |
| 薬剤師 |  |  |
| 支援相談員 |  |  |
| （うち常勤） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| 看護職員＋介護職員 |  |  |
| うち看護職員 |  |  |
| （うち正看） | （　　　　　　） | （　　　　　　） |
| （うち常勤） | （　　　　　） | （　　　　　 ） |
| うち介護職員 |  |  |
| （うち常勤） | （　　　　　） | （　　　　　） |
| 管理栄養士 | 入所定員100人以上で１以上 |  |
| 栄養士 |  |
| 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士職種（　　　　　　　） | 常勤換算で入所者の数を100で除した数以上 |  |
|  |
| 介護支援専門員 |  |  |
| （うち常勤） | （１以上） | （　　　　　　） |
| 事務職員 |  |
| 調理職員（雇用者） |
| 調理職員（委託） |
| 清掃職員 |
| 宿直者 | ①雇用形態【事務職員等・宿直専門職員・委託職員】　②宿直者数　　　人／日 |
| その他（職名と業務内容） | 職名：　　　　　　　　　　　　　　　　　業務： |
| 職名：　　　　　　　　　　　　　　　　　業務： |

**介護サービス事業者自主点検表の作成について**

１　趣　　旨

　　　この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

1. 定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
2. 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。
3. 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。
4. 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。
5. 複数の職員で検討のうえ点検してください。
6. 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

３　根拠法令等

　　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 松本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和2年12月条例第75号） |
| 法  | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行令  | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第36号） |
| 平11厚令40 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日・厚生省令第40号) |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日・厚生省告示第19号) |
| 平12厚告21 | 指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日・厚生省告示第21号) |
| 平27厚告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日・厚生労働省告示第96号) |
| 平12厚告27 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日・厚生省告示第27号) |
| 平12厚告29  | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (平成12年2月10日・厚生省告示第29号) |
| 平12厚告123 | 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年3月30日・厚生省告示第123号) |
| 平27厚告95 | 厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日・厚生労働省告示第95号) |
| 平18厚労告268 | 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順 (平成18年3月31日・厚生省告示第268号) |
| 平15厚告264 | レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針 (平成15年7月25日・厚生省告示第264号) |
| 平11厚告97 | 厚生労働大臣の定める介護老人保健施設が広告しうる事項 (平成11年3月31日厚生省告示第97号) |
| 平12老企44 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年3月17日付け老企第44号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平12老企40 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月8日付け老企第40号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平12老企54 | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成12年3月30日付け老企第54号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平12老振25・老健94 | 介護保険施設等におけるおむつ代にかかる利用料の徴収について (平成12年4月11日付け老振第25号・老健第94号。厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知) |
| 平12老振75・老健122 | 介護保険施設等における日常生活等の受領について (平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号。厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知) |
| 平13老振発2・老老発2 | 介護保険施設等における「日常生活費等とは区分される費用」の受領について(平成13年1月19日付け老振発第2号・老老発第122号。厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知) |
| 平13老発155 | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について (平成13年4月6日付け老発第155号。厚生労働省老健局長通知) |
| 平13老振10 | 介護老人保健施設に関して広告できる事項について(平成13年2月22日　厚生労働省老健局振興課長通知) |
| 平17厚労告419 | 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 |

４　その他

　　　この自主点検表には、療養病床等から転換した「介護療養型老人保健施設」については、記述していません。

５　提出・問合せ先

|  |
| --- |
| **松本市 健康福祉部 福祉政策課****〒390-8620　松本市丸の内３番７号****松本市役所　東庁舎２F****TEL：0263(34)3287****FAX：0263(34)3204****e-mail：fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp** |

介護サービス事業者自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | 担当者確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 基本方針 |  |
| 1 | 基本方針 |  |
| 第２ | 人員に関する基準 |  |
| 2 | 医師 |  |
| 3 | 薬剤師 |  |
| 4 | 看護職員及び介護職員 |  |
| 5 | 支援相談員 |  |
| 6 | 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 |  |
| 7 | 栄養士 |  |
| 8 | 介護支援専門員 |  |
| 9 | 調理員、事務員その他の従業者 |  |
| 10 | 兼務職員その他 |  |
| 11 | 勤務体制の確保等 |  |
| 12 | 入居者数の算定 |  |
| 第３ | 施設及び設備に関する基準 |  |
| 13 | 施設 |  |
| 14 | 施設の基準 |  |
| 15 | 設備の基準 |  |
| 第４　運営に関する基準 |  |
| 16 | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| 17 | 提供拒否の禁止 |  |
| 18 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 19 | 受給資格等の確認 |  |
| 20 | 要介護認定の申請に係る援助 |  |
| 21 | 入退所 |  |
| 22 | サービス提供の記録 |  |
| 23 | 利用料等の受領 |  |
| 24 | 居住費及び食費 |  |
| 25 | 身体的拘束等 |  |
| 26 | サービス評価 |  |
| 27 | 施設サービス計画の作成 |  |
| 28 | 診療の方針 |  |
| 29 | 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等 |  |
| 30 | 機能訓練 |  |
| 31 | 栄養管理 |  |
| 32 | 口腔衛生の管理 |  |
| 33 | 看護及び医学的管理の下における介護 |  |
| 34 | 食事の提供 |  |
| 35 | 相談及び援助 |  |
| 36 | その他のサービスの提供 |  |
| 37 | 入居者に関する市町村への通知 |  |
| 38 | 管理者による管理 |  |
| 39 | 管理者の責務 |  |
| 40 | 計画担当介護支援専門員の責務 |  |
| 41 | 運営規程 |  |
| 42 | 業務継続計画の策定等 |  |
| 43 | 定員の遵守 |  |
| 44 | 非常災害対策 |  |
| 45 | 衛生管理等 |  |
| 46 | 協力病院等 |  |
| 47 | 掲示 |  |
| 48 | 秘密保持等 |  |
| 49 | 広告制限 |  |
| 50 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 |  |
| 51 | 苦情処理 |  |
| 52 | 地域との連携等 |  |
| 53 | 事故発生の防止及び発生時の対応 |  |
| 54 | 虐待の防止 |  |
| 55 | 会計の区分 |  |
| 56 | 記録の整備 |  |
| 57  | 電磁的記録等 |  |
| 58 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 |  |
| 第５ | 開設許可等の変更 |  |
| 59 | 開設許可等の変更 |  |

| 項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点検 | 根拠法令 | 確認書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 |
| 1　基本方針 | (1)　入所者一人一人の意思及び人格を尊重し，施設サービス計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援していますか | はい・いいえ | 条例第43条第1項平11厚令40第1条の2第1項 | ・定款・寄付行為、運営規程・パンフレット等 |
| (2) 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って介護保健施設サービスを提供するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第43条第2項平11厚令40第1条の2第2項 |
| (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第43条第3項平11厚令40第1条の2第3項 |
| (4)　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第5条高齢者虐待防止法第2条 |
|

|  |
| --- |
| （高齢者虐待に該当する行為）ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 |

 |
| (6)　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐2待防止法第20条 |
| (7)　高齢者虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。 | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法第21条 |
| (8)　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 令和6 年3 月31 日まで努力義務（令和4 年4 月1 日より義務化）。 |

 |  |
| (7) 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118 条の2 第1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第43条第5 項 |
|

|  |
| --- |
| ※ 介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進について、介護保健施設サービスの提供に当たっては、法第118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、施設単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 |

 | 平12 老企44第4 の1 |
| 第２　人員に関する基準 |
| （用語の定義） |

|  |
| --- |
| ※ 「常勤換算方法」（用語の定義）　当該介護老人保健施設の従業員の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（一週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除すことにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該施設の介護保健施設サービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該施設が指定（介護予防）通所リハビリテーションの指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が介護保健施設サービスと指定（介護予防）通所リハビリテーションを兼務する場合、当該従業者の勤務延時間数には、介護保健施設サービスに係る勤務時間数だけを算入することとなるものです。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第23 条第１項、同条第３項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たすものとし、１として取り扱うことを可能とする。 |

 | 平12老企44第2の9の(1) | ・運営規程・勤務表・入居者数がわかる書類・出勤簿 |
|

|  |
| --- |
| ※ 「常勤」（用語の定義）　　当該介護老人保健施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（一週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。　　 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことを可能とします。　　また、当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、介護老人保健施設、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所及び指定訪問リハビリテーション事業所が併設されている場合、介護老人保健施設の管理者、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所の管理者及び指定訪問リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22 年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 |

 | 平12老企44第2の9の(3) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 「専ら従事する」（用語の定義）　　原則として、サービス提供時間帯を通じて介護保健施設サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該施設における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |

 | 平12老企44第2の9の(4) |  |
| 2　医師 | (1)　常勤換算方法で、入居者の数を100で除して得た数以上配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項第1号法第97条第2項平11厚令40第2条第1項 | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 |
| (2)　常勤の医師を1人以上配置していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第2の1の(1)平11厚令40第2条第3項 |
|

|  |
| --- |
| ※　入居者数100人未満の介護老人保健施設にあっても常勤の医師１人の配置が確保されていなければなりません。ただし、複数の医師が勤務をする形態であり、このうち１人の医師が入居者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤の医師１人とあるのは、常勤換算で医師１人として差し支えありません。 |

 |
| 平12老企44第2の1の(1) |
| (3)　介護医療院又は病院若しくは診療所と併設されている介護老人保健施設にあっては、必ずしも常勤の医師の配置は必要ではありません。　　　したがって、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えありませんが、このうち１人は、入居者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持つ医師となっていますか。 | はい・いいえ該当なし | 平12老企44第2の1の(2) |
| (4)　兼務の医師については、日々の勤務体制が明確に定められていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第2の1の(2) |
|

|  |
| --- |
| ※　医師については、介護老人保健施設で行われる（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることで入居者の処遇に支障がない場合は、介護保健施設サービスの職務時間と（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）訪問リハビリテーションの職務時間を合計して介護老人保健施設の勤務延時間数として差し支えありません。 |

 | 平12老企44第2の1の(3) |
| 3　薬剤師 | 　介護老人保健施設の実情に応じた適当数(入居者の数を300で除した数以上が標準)の薬剤師が配置されていますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項第2号平11厚令40第2条第1項第2号平12老企44第2の2 | ・職員勤務表・入居者の実情を確認できる書類・併任辞令、委託契約書等の書類・出勤簿 |
|

|  |
| --- |
| ※　医薬品の管理について、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行う場合においても、その薬剤師にについて配置基準を満たすよう勤務時間を確保してください。 |

 |
| 4看護職員及び介護職員 | (1)　常勤換算方法で、入居者の数が３又はその端数を増すごとに１以上配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項第3号平11厚令40第2条第1項第3号 | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・出勤簿 |
| (2)　看護職員の員数は看護・介護職員の総数の７分の２程度、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の７分の５程度となっていますか。 | はい・いいえ |
|

|  |
| --- |
| ※　看護職員の員数については、「看護・介護職員の総数の７分の２程度を標準とする」とされているが、この標準を下回ることによって直ちに人員基準欠如及び減算の対象となるものではありませんが、介護老人保健施設の基本方針に照らし、適切な看護サービスの提供を確保する観点から、「標準」を満たす看護職員の確保が必要となります。 |

 | 平15.6.30厚労省老健局事務連絡Q15 |
| (3)　看護・介護職員は、当該介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員をもって充てていますか。ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合及び看護・介護職員が当該介護老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合は、次の二つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えありません。 | はい・いいえ | 平12老企44第2の3 |
| 　ア　常勤職員である看護・介護職員が基準省令よって算定される員数の７割程度確保されていること。　イ　常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。 |  |  |
| また、併設事業所の職務に従事する場合は、当該介護老人保健施設において勤務する時間が勤務計画表によって管理されていなければならず、介護老人保健施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設事業所の職務に従事する時間は含まれないものであること。 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 「看護・介護職員の総数」とは、上記により置くべきとされている看護・介護職員の員数をいいます。 |

 | 平12 老企44第2 の3(2) |
| (4)　夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する16時間)の配置は、次の基準を満たしていますか。 | はい・いいえ | 平12厚告29第6号 |
| 　　ユニット型の場合は２ユニットごとに１名以上 |  |  |
| 5支援相談員 | (1) 支援相談員は、１以上（入居者の数が１００を超える場合にあっては、常勤の支援相談員１名に加え、常勤換算方法で、１００を超える部分を１００で除して得た数以上。）配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項第4号平11厚令40第2条第1項第4号 | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・入居者数がわかる書類・出勤簿・職員履歴書等資格、経験がわかる書類 |
| (2) 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入居者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第2の4の(1) |
| ア 入居者及び家族の処遇上の相談イ レクリエーション等の計画、指導ウ 市町村との連携エ ボランティアの指導 |  |  |
| 6理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 常勤換算方法で、入居者の数を100で除して得た数以上の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項第5号 | ・職員勤務表・入居者数がわかる書類・出勤簿 |
|

|  |
| --- |
| ※　介護老人保健施設の入居者に対するサービスの提供時間帯以外の時間において訪問リハビリテーションのサービスの提供に当たることは差し支えありません。 ただし、常勤換算方法における勤務延時間数に、訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれません。 |

 | 平11厚令40第2条第1項第5号平12老企44第2の5 |
| 7栄養士又は管理栄養士 | 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、常勤の栄養士又は管理栄養士を１人以上配置していますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第3条第1項第6号平11厚令40第2条第1項第6号平12老企44第2の6 | ・職員勤務表・出勤簿 |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養管理の業務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えありません。　　なお、入所定員が100人未満の施設においても、常勤職員の配置に努めてください。 |

 |
| 8介護支援専門員 | (1)　１以上の介護支援専門員を配置していますか(入居者の数が100又はその端数が増すごとに1を標準とします。)。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項第7号平11厚令40第2条第1項第7号 | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・出勤簿 |
| (2) 専らその業務に従事する常勤の者を１人以上配置していますか。 | はい・いいえ | 平12 老企44第2の7の(1) (2) | ・職員勤務表・出勤簿 |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができます。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る時間として算入することができます。 |

 |
| (3)　居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていませんか。 | はい・いいえ | 平12老企44第2の7の(2) |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、入居者が100人又はその端数を増すごとに増員した非常勤の介護支援専門員については兼務することができます。 |

 |
| 9調理員、事務員その他の従業者 | 　介護老人保健施設の設置形態等の実情に応じた適当数の調理員、事務員その他の従業者を配置していますか。 | はい・いいえ | 条例第3条第1項第8号平11厚令40第2条第1項第8号平12老企44第2の8の(2) | ・職員勤務表・業務委託契約書・人事異動関係の記録・出勤簿 |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあっては配置しない場合があっても差し支えありません。 |

 |
| 10兼務職員その他 | (1)　兼務職員がいる場合には介護老人保健施設と当該併設施設等双方の人員に関する要件（加算等に関する要件も含む。）が満たされていますか。 | はい・いいえ該当なし |  |  |
| (2)　職務及び勤務時間等、勤務条件を明記した辞令等を交付していますか。 | はい・いいえ該当なし | 労働基準法第15条第1項労基法施行規則第5条 |  |
| (3)　非常勤職員に対してもその採用に際し、雇用契約書等により勤務条件を明示していますか。 | はい・いいえ該当なし | 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条 |  |
| 11勤務体制の確保等 | (1)　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はい・いいえ | 労働基準法第15条労働基準法施行規則第5条 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・職員勤務表・連絡網等緊急連絡に関する書類・業務委託契約書・研修受講修了証明書・研修計画・出張命令・研修会資料 |
|

|  |
| --- |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。①労働契約の期間に関する事項②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑦昇給の有無（※）、⑧退職手当の有無（※）⑨賞与の有無（※）、⑩相談窓口（※）　　※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。　　 |

 |
| (2)　入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第51条第1項平11厚令40第48条第1項 |
| (3)　原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にしていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の25の(1) |
| (4)　夜間の安全確保及び入居者のニーズに対応するため、看護・介護職員による夜勤体制を確保していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の25の(2) |
| (5)　休日、夜間等においても医師との連絡が確保される体制をとっていますか。 | はい・いいえ |  |
| (6)　上記の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，入居者が安心して日常生活を送ることができるよう，継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から，以下に定める職員配置を行っていますか。　　ア　昼間については，ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。　　イ　夜間及び深夜については，２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。ウ　ユニットごとに，常勤のユニットリーダーを配置すること。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　当面は，ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設（一部ユニット型の施設も含む。）に２名以上配置する（ただし，２ユニット以下の施設の場合には，１名でよいこととする。）ほか，研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは，ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めることで足りるものとする。この場合，研修受講者は，研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど，当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。また，ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には，当面は，ユニットリーダー以外の研修受講者であって，研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに，ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。ユニット型介護老人保健施設（以下「ユニット型施設」という。）とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所療養介護事業所（以下「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には，研修受講者をそれぞれに２名配置する必要はなく，ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして，合計２名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし，ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が２ユニット以下のときには，１名でよいこととする。）。また，今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で，配置基準を再検討する予定であり，この当面の基準にかかわらず，多くの職員について研修を受講できるよう配慮すること。 |

 |  |
| (7)　介護老人保健施設サービスは、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務(調理・洗濯等)を除き、当該施設の従業者によって提供されていますか。 | はい・いいえ | 条例第51条第2項平11厚令40第48条平12老企44第4の25の(3) |
| (8)　従業者に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。この場合において，当該ユニット型介護老人保健施設は，全ての従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第51条第3項 |
| 平12老企44第4の23の(4) |
|

|  |
| --- |
| ※ 　介護老人保健施設の各職種にわたって、統一した運営方針のもとに介護保健施設サービスの提供を行い、かつ、その向上を図るため、計画的に職員の研修の機会を確保するよう努めるものとしたものです。また、介護老人保健施設に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第５条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。介護老人保健施設は、令和６年３月31 日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じてください。また、新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和６年３月31 日までは努力義務で差し支えありません）。 |

 | 平12 老企44第4 の25(4) |
| (4)　適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第51条第4 項 |
|

|  |
| --- |
| ※　 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入居者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。ａ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発してください。ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の２第１項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が100 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めでください。ロ 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、入居者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html）加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護施設におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、施設におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。 |

 | 平12 老企44第4 の25(5) |
| 12入居者数の算定 | 従業者の員数を算定する場合の入居者の数は、前年度の平均値としていますか。前年度の平均値は、前年度の入居者延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数点２位以下を切り上げ）とします。 | はい・いいえ | 条例第3条第2項平11厚令40第2条第2項平12老企44第2の9の(5) | ・入居者数がわかる書類 |
| 第３　施設及び設備に関する基準 |  |
| 13　施設 | (1)　次の施設を備えていますか。　　① ユニット　　② 診察室 　　③ 機能訓練室 　　④ 浴室 　　⑤ サービス・ステーション 　　⑥ 調理室 　　⑦ 洗濯室又は洗濯場⑧ 汚物処理室　　　　　　　　　　　　　  | はい・いいえ | 法第97条第1項条例第4４条第1項平11厚令40第3条第1項第1～13号 | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請・変更届写・設備の図面 |
| 14施設の基準ユニット | ユニットケアを行うためには，入居者の自律的な生活を保障する療養室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と，少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから，施設全体を，こうした療養室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し，運営していますか。 | はい・いいえ |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　入居者が，自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう，他のユニットの入居者と交流したり，多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　ユニットは，居宅に近い居住環境の下で，居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。 |

 |  |  |
| （1）療養室 | ①　１の療養室の定員は，１人としているか。　　 | はい・いいえ | 平11厚令40第41条第2項第1号イ | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請・変更届写・設備の図面 |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし，入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は，２人とすることができます。　例えば，夫婦で居室を利用する場合などが考えられます。 |

　 |  |
| ②　療養室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けていますか。　　 | はい・いいえ | 平11厚令40第41条第2項第1号ロ |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし，１のユニットの入居定員は，おおむね10人以下とし，15人を超えないものとなっていますか。 |

 | 平12老企44第3の2の(1)の②のイ |
|

|  |
| --- |
| ※　当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられる療養室とは，次の３つをいいます。ア　共同生活室に隣接している療養室イ　共同生活室に隣接してはいないが，アの療養室と隣接している療養室ウ　その他共同生活室に近接して一体的に設けられている療養室（他の共同生活室のア及びイに該当する療養室を除く。）各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから１のユニット入居定員は，おおむね10人以下とすることを原則とする。ただし，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には入居定員が15人までのユニットも認めます。 |

 | 平12老企44第5の3（２）④ロ |
| ⓷ １の療養室の床面積等は，10.65平方㍍以上となっていますか。ただし，２人部屋の場合にあっては，21.3平方㍍以上を標準となっていますか。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　ユニット型個室　床面積は，10.65平方㍍以上（療養室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み，療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに，身の回りの品を保管することができる設備は，必要に応じて備えれば足りることとしています。 また，入居者へのサービス提供上必要を認められる場合に２人部屋とするとするときは21.3平方㍍以上を標準としていることについても，上記と同様の趣旨です。 |

 |  |
| ④　ユニット型個室的多床室の経過措置による基準は満たしていますか。 | はい・いいえ |  |
| （経過措置）　令和３年４月１日に現に存するユニット型指定介護老人保健施設（基本的な設備が完成しているものを含み，令和３年４月１日以降に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）においてユニットに属さない療養室を改修してユニットが造られている場合であり，床面積が，10.65平方㍍以上（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み，療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）であるもの。この場合にあっては入居者同士の視線が遮断され，入居者のプライバシーが十分に確保されていれば，天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。壁については，家具等のように可動のもので室内を区分しただのものは認められず，可動でないものであって，プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。療養室であるためには，一定程度以上の大きさの窓が必要であることから，多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても個室的多床室としては認められない。また，療養室への入口が，複数の療養室で共同であったり，カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には，十分なプライバシーが確保されているとはいえず，個室的多床室としては認められないものである。なお，平成17年10月１日に現に存する施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては，10.65平方㍍以上を標準（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方㍍以上）とするものであれば足りるものとする。ここで「標準とする」とは，平成17年10月１日に現に存する施設が，同日において現に有しているユニットにあっては，建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められたときには，上記の趣旨を損なわない範囲で，10.65平方㍍未満（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方㍍未満）であっても差し支えないという趣旨である。なお，ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合に，居室が上記「◎ユニット型個室」の要件を満たしていれば，ユニット型個室に分類される。 | 該当なし | 平11厚令40附則第4条 |
| ⑤　療養室を地階に設けていませんか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第41条第2項第1号イ（4） |
| ⑥　療養室には１以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第41条第2項第1号イ（5） |
| ⑦　寝台又はこれに代わる設備を備えていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第41条第2項第1号イ（6） |
| ⑧　入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第41条第2項第1号イ（7） |
| ⑨　ナース・コールを設けていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第41条第2項第1号イ（8） |
| (２) 共同生活室 | ①　いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの入居者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第5の3の(1)の⑤ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　次の２つの要件を満たすこと。　　ア　他のユニットの入居者が，当該共同生活室を通過することなく，施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。イ　当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり，談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で，当該共同生活室を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 |

 | 平12老企44第5の3の(1)の⑤平11厚令40第４1条第２項第１号ロ（２）平１２老企４４第５の３（２）⑤ハ |  |
| ②　１の共同生活室の床面積は，２平方㍍に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としていますか。 | はい・いいえ |  |
| ③　必要な設備及び備品を備えていますか。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　要介護者が食事をしたり，談話等を楽しんだりするのに適したテーブル，椅子等の備品を備えなければならない。また，入居者が，その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から，簡易な流し・調理設備を設けることが望ましいです。 |

 |  |
| (３)洗面所 | ①　療養室ごとに設けるか，又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。 | はい・いいえ | 平１１厚令４０第４１条第２項第１号ハ（１）平１１厚令４０第４１条第２項第１号ハ（２） |  |
|

|  |
| --- |
| ※　療養室ごとに設けることが望ましいが，共同生活室ごとに適当数設ける場合にあっては，共同生活室内の１ヶ所に集中して設けるのではなく，２ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお，療養室ごとに設ける方式と，共同生活室ごとに設ける方式を混在させても差し支えない。 |

 |  |
| ②　身体の不自由な者が使用するのに適したものとしていますか。 | はい・いいえ |  |
| (４) 便所 | ①　療養室ごとに設けるか，又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第2項第3号平11厚令40第41条第2項第１号ニ⑴ | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請変更届 写・設備の図面 |
|  | ②　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者が使用するのに適したものとしていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第41条第２項第１号ニ（２） |
|  | ③　常夜灯を設けていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第41条第２項第１号ニ（３） |
| 機能訓練室 | ① 平方㍍に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し，必要な器械・器具を備えていますか。 　ただし，サテライト型小規模老健又は医療機関併設型小規模老健の場合にあっては，機能訓練室は40平方㍍以上の面積を有し，必要な器械・器具を備えてください | はい・いいえ | 条例第44条第2項第4号平11厚令40第41条第２項第２号 |
| 浴室 | (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第2項第5号ア平11厚令40第41条第2項第3号イ |
| (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする人の入浴に適した特別浴槽を設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第2項第5号イ平11厚令40第3条第2項第5号ロ |
|

|  |
| --- |
| ※　療養室のある階ごとに設けることが望ましい。 |

 | 平12老企44第５の３（２）⑧ |
| (3) 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上の配慮がされていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第3の2の(1)の②のホ |
| サービス・ステーション | (1)　看護・介護職員が入居者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第3の2の(1)の②のヘ |  |
| 調理室 | (1) 　食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第3の2の(1)の②のト |  |
| 汚物処理室 | 他の施設と区別された一定のスペースを有していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第3の2の(1)の②のチ | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請・変更届写・設備の図面 |
| その他 | (1) 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第3の2の(1)の②のリのa |
| (2) 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第3の2の(1)の②のリのb |
| (3) 薬剤師が施設内で調剤を行う場合には、薬剤師法の規定により、調剤所を設置し調剤所で行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第3の2の(1)の②のリのc |
| 施設の専用 | 上記「療養室」から「 汚物処理室」の施設は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとなっていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第3項平11厚令40第41条第3項 |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、老人保健施設と病院等が併設されており、両方の入居者等の処遇に支障がない場合には、共用が認められる施設もあります。 |

 | 平12老企44第3の2の(1)の③ |
| 15設備の基準 | (1)　建物（入居者の療養生活のために使用しない付属の建物を除く。）は、建築基準法に規定する耐火建築物となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第4項第1号平11厚令40第41条第1号 | ・建築確認書等耐火建築物か分かる書類・設備の図面 |
| (2) 療養室等が２階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第4項第2号平11厚令40第41条第2号 |
| (3) 療養室等が３階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を２以上設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第4項第3号平11厚令40第41条第3号 |
|

|  |
| --- |
| ※　(2)の直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができます。 |

 |
| (4) 階段の傾斜は緩やかで、原則として両側に手すりを設けていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第4項第4号平11厚令40第4条第4号平12老企44第3の3(3) |
| ⑸ 廊下の構造は次のとおりとなっていますか。ア　廊下の幅は、1.8メートル以上となっていますか(内法によるものとし、手すりから測定するものとする。)　　　また、中廊下(廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下)の幅は、2.7メートル以上となっていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第4項第5号平11厚令40第4条第5号イ平12老企44第3の3(4) | ・設備の図面・設備・備品台帳・設備の図面・消防署の立ち入り検査に関する記録 |
| イ　廊下幅について、経過措置による構造設備の基準は満たしていますか。 | はい・いいえ該当なし | 平11厚令40附則第7条平12老企44第3の4の(4)平11厚令40第4条第5号ロ平11厚令40第4条第5号ハ |
| ウ　手すりは設けてありますか。（原則として両側） | はい・いいえ |
| エ　常夜灯は設けてありますか。 | はい・いいえ |
| ⑹ 入居者の身体の状態等に応じたサービスの提供を確保するため、車椅子、ギャッチベッド、ストレッチャー等を備えていますか。 | はい・いいえ | 条例第44条第4項第6号平11厚令40第4条第6号平12老企44第3の3の(5) |
| ⑺　 家庭的な雰囲気を確保するため、木製風のベッド、絵画、鉢植え等の配置や壁紙の工夫等に配慮するとともに、教養・娯楽のための本棚、音響設備、理美容設備等の配置に努めていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第4条第6号平12老企44第3の3の(6) |
| ⑻ 車椅子等による移動に支障のないよう床の段差をなくすよう努めていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第4条第6号平12老企44第3の3の(7) |
| (9) 介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示等により両施設の区分を明確にしていますか。 | はい・いいえ該当なし | 平11厚令40第4条第6号平12老企44第3の3の(8) |
| (10) 消防法第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震等の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 | はい・いいえ該当なし | 平11厚令40第4条第7号平12老企44第3の3の(9) |
| 第４　運営に関する基準 |
| 16　内容及び手続きの説明及び同意 | 介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を、わかりやすい説明書(重要事項説明書)やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、書面により入所申込者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第6条第1項）平11厚令40第5条第1項平12老企44第4の1 | ・運営規程・説明文書・入所申込書 |
|

|  |
| --- |
| ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。ア 運営規程の概要イ 従業者の勤務体制ウ 事故発生時の対応エ 苦情処理の体制 等 |

 | 平12 老企44第4 の2 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |

 |  |  |
| (2) 入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか。（この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。） | はい・いいえ該当なし | 条例第53条（準用第6 条第2 項) |  |
| ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ (2)に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 |

 | 条例第53条（準用第6 条第3 項) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 「電子情報処理組織」とは、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 |

 | 条例第53条（準用第6 条第4 項) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。a (2)に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用するものb ファイルへの記録の方式 |

 | 条例第53条（準用第6 条第5 項) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 上記規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 |

 | 条例第53条（準用第6 条第6 項) |  |
| 17提供拒否の禁止 | （1）　正当な理由なく、介護保健施設サービスの提供を拒んでいませんか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第7 条） | ・入所申込書・入所申込受付簿・要介護度分布わかる資料・申込者に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　原則として、入所申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。　　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入居者に対し自ら適切な介護保険サービスを提供することが困難な場合です。 |

 | 平11厚令40第5条の2平12老企44第4の2 |
| 18サービス提供困難時の対応 | 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第8条）平11厚令40第5条の3 | ・申込者に関する記録・紹介に係る記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　入所申込者の病状からみて、その病状が重篤なために介護老人保健施設での対応が困難であり、病院又は診療所での入院治療が必要であると認められる場合には、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければなりません。 |

 | 平12老企44第4の3 |
| 19受給資格等の確認 | (1) 介護保健施設サービスの提供の申込みがあった場合には、申込者に介護保険被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第9条第1項）平11厚令40第6条第1項平12老企44第4の4(1) | ・申込者に関する書類・被保険者証（写） |
| (2) 上記(1)の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該認定審査会意見に配慮した介護老人保健施設サービスを提供するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第9条第2項）平11厚令40第6条第2項平12老企44第4の4(2) |
| 20要介護認定の申請に係る援助 | (1) 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第10条第1項)平11厚令40第7条第1項平12老企44第4の5の(1) | ・申込者に関する書類 |
| また、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ |
| (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第10条第2項)平11厚令40第7条第2項平12老企44第4の5の(2) |
| 21介護老人保健施設の取扱方針 | 入居者がその有する能力に応じて，自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため，施設サービス計画に基づき，入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより，入居者の日常生活を支援するものとして行っていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第４3条第1項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　入居者へのサービスの提供に当たっては，入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり，このため職員は，一人一人の入居者について，個性，心身の状況，入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で，その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。なお，入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや，日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など，家庭の中では通常行われないことを行うのは，サービスとして適当でない。 |

 | 平１２老企４４第５の５（１） |  |
| 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っていますか。 | はい・いいえ | 平１１厚令４０第４３条第２項 |  |
| 入居者のプライバシーの確保に配慮して行っていますか。 | はい・いいえ | 平１１厚令４０第４３条３項 |  |
| 入居者の自立した生活を支援することを基本として，入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，その者の心身の状況等を常に把握しながら，適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 平１１厚令４０第４３条第４項 |  |
| 施設従業者は，サービスの提供に当たって，入居者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 平１１厚令４０第４３条第５項 |  |
| 22サービス提供の記録 | (1) 入所に際しては、当該入居者の被保険者証に、入所の年月日並びに介護老人保健施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を記載していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第12条第1項)平11厚令40第9条第1項 | ・入居者に関する書類 |
| (2) 介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの提供日、具体的なサービスの内容、入居者の状況その他必要な事項を記録し、その完結の日から2年間保存していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第12条第2項)平11厚令40第9条第2項平12老企44第4の8 |
| 23利用料等の受領 | (1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には，入居者から利用料の一部として，施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | はい・いいえ | 条例第45条第1項平１１厚令40第42条第１項 | ・施設サービス計画書・領収証控・運営規程・施設サービス計画書・領収証控・運営規定・説明文書・同意に関する記録・サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可） |
| (2) 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、当該介護保健施設サービスに係る費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けていませんか。 | はい・いいえ | 条例第45条第2項平11厚令40第11条第2項平12老企44第4の9の(2) |
| (3) 次に掲げる費用以外の支払いを受けていませんか。 ア 食事の提供に要する費用 イ 居住に要する費用 ウ 入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 エ 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 オ 理美容代 カ 上記アからオに掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。) | はい・いいえ | 条例第45条第3項平11厚令40第42条第3項平12老企44第4の9の(3)平12老企54平12老振75・老健122平12老振発2老老発2 |
| (4) 上記(3)カの費用の具体的な範囲については、次のア～サのとおり、平成12年３月30日老企第54号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 条例第45条第4項平11厚令40第42条第4項 |
| ア「その他の日常生活費」は、入居者又はその家族等の自由な選択に基づき、施設が提供するサービスの一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費としていますか。 | はい・いいえ | 平12老企541 |
| イ 施設が行う便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者等の嗜好品の購入等)については、「その他の日常生活費」と区別していますか。 | はい・いいえ | 平12老企541 |
| ウ「その他の日常生活費」は、保険給付の対象となっているサービスと重複していませんか。 | はい・いいえ | 平12老企542の① |
| エ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用(お世話料、管理協力費、共益費施設利用補償金等)を受領していませんか。 | はい・いいえ | 平12老企542の② |
| オ「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行われていますか。 | はい・いいえ | 平12老企542の③ |
| カ「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 平12老企542の③ |
| キ「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内としていますか。 | はい・いいえ | 平12老企542の④ |
| ク「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は施設の運営規程において定め、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示していますか。（ただし、その都度変動する性質の「その他の日常生活費」の額は、「実費」という形で定めてよいこととなっています。） | はい・いいえ | 平12老企542の⑤ |
| ケ 個人用の日用品等を施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収していませんか。 | はい・いいえ | 平12老企54別紙(7)の① |
| コ すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)を「その他の日常生活費」として徴収していませんか。 | はい・いいえ | 平12老企54別紙(7)の② |
| サ 介護老人保健施設の入居者及び短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代、処理費用等おむつに係る費用は一切徴収していませんか。 | はい・いいえ | 平12老企54別紙 (7)の④平12老振25・老健94 |
| (5) 上記 (3)ア～カに掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ていますか。ただし、(3)アからエまでに掲げる費用については、文書によるものとします。 | はい・いいえ | 条例第45条第5項平11 厚令 40第42条第5項平12老企542の③ |
| (6) 上記 (3)ア～カに掲げる費用の額について、運営規程と異なる内容で徴収しているものはありませんか。 | ない・ある | 平11厚令40第25条第4号 |
| (7) 法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合には、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付していますか。 | はい・いいえ | 法第48条第7項平11厚令40第12条 |
| (8) サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。　　 | はい・いいえ | 法第48条第7項施行規則第82条 |
|

|  |
| --- |
| ※　領収証には、利用者負担額・食事の提供に要した費用の額・居住に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。　 |

 |
| 24居住費及び食費 | (1) 居住及び食事の提供に係る契約の締結に当たっては、入居者又はその家族に対し、その契約内容について文書により事前に説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 平17厚労告4191のイ |  |
| (2) その契約内容について、入居者等から文書により同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 17厚労告4191のロ |
| (3) 居住及び食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行うとともに、施設内の見やすい場所に掲示を行っていますか。 | はい・いいえ | 平17厚労告4191のハ |
| (4) 居住費に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本としていますか。 | はい・いいえ | 平17厚労告4192のイの(1)の(ⅰ)(ⅱ) |
| ア　従来型個室→　室料及び光熱水費に相当する額イ　多床室 →　光熱水費に相当する額 |  |  |
| (5) 居住費に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとしていますか。 | はい・いいえ | 平17厚労告4192のイの(2)の(ⅰ)(ⅱ) |
| ア　利用者等が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)イ　近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用 |  |  |
| (6) 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としていますか。 | はい・いいえ | 平17厚労告4192のロ |
| (7) 入居者が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、上記の居住費及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領していますか。 | はい・いいえ | 平17厚労告4193 |
| 25身体的拘束等 | (1)　介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行っていませんか。 | はい・いいえ | 条例第45条第6項平11厚令40第13 条第4項平12老企44第4の11の(2)平13老発155（身体拘束ゼロへの手引き） | ・施設サービス計画書・説明の記録・身体拘束に関する記録・診療録・施設アセスメント計画・研修会等参加報告の記録 |
| 〔身体的拘束禁止の対象となる具体的行為〕　ア　徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。　イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。　ウ　自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。　エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、 四肢をひも等で縛る。　オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。　カ　車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。　キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。　ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服)を着せる。　ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体 幹や四肢をひも等で縛る。　コ　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。　サ　自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。 |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 身体的拘束の態様 | 人数 | 解除への具体的な取組例 |
| ベッド柵 |  |  |
| 車イスベルト |  |  |
| ミトンの使用 |  |  |
| つなぎ服の使用 |  |  |
| 拘束帯の使用 |  |  |
| その他 |  |  |
| 実人員 |  |  |

〔緊急やむを得ず身体的拘束を実施している場合の内容〕 |  |
| (2)　緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を、医師が診療録に記載していますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第13条第5項平12老企44第4 の11の(1)(2) |
| (3)　緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考にして、利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有していますか。 | はい・いいえ | 平13老発155の6の(2) |
| (4)　「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により本人や家族にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 平13老発155の6の(1)(2) |
| 　　　上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ていますか。 | はい・いいえ |  |
| 　　①　拘束の三要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか。　　②　拘束期間の「解除予定日」が定められているか。　　③　説明書(基準に定められた身体拘束の記録) は拘束開始日より前に作成されているか。 |  |  |
| (5)　管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。 | はい・いいえ | 平13老発155の2､3 |
|

|  |
| --- |
| ※　平成30年4月から、身体拘束実施者の有無に関わらず、委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が義務付けられました。（※実施しない場合は介護報酬が減算されます。） |

 |  |
| （6）　「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体的拘束適正化検討委員会）」を設置し、3月に1回以上開催していますか。 | はい・いいえ | 条例第45条第8項第1号 |
| 〔身体的拘束適正化検討委員会の内容〕 |  |
| 名称 |  |  |
| 開催頻度 | 開催ルール：月　　回・その他（　　　　　　　） |
| 前年度の開催回数：計　　　回 |
| 構成メンバー（右に○をつけてください。） | 施設長、看護職員、介護職員、計画担当介護支援専門員、医師、相談員、栄養士、事務長その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 施設内の職員研修の実施回数（前年度） | 計　　　　　　回　　　　　　　　　　　　　 |
| （7）　委員会を開催した結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第45条第8項第1号 |
| 〔身体的拘束適正化検討委員会について〕 |  |  |
| 　(a)　委員会のメンバーについては、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、支援相談員）により構成していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の10(3) |
| 　(b)　(a)の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等適正化対応策を担当する者を定めていますか。 | はい・いいえ |  |
| 　(c)　身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営していますか。（ただし、事故防止委員会及び感染対策委員会については、これと一体的に設置・運営しても差し支えありません。） | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいです。また、第三者や専門家が関わることが望ましいです（具体的には、精神科専門医との連携等が考えられます）。また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |

 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護職員等への周知・徹底等が要件とされているのは、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。 |

 | 平12老企44第4の10(3) |
| 　　　具体的には、次のようなことを想定しています。 |  |  |
| 　　①　身体的拘束等について報告するための様式を整備していますか。 | はい・いいえ |
| 　　②　介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告していますか。 | はい・いいえ |  |
| 　　③　身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析していますか。 | はい・いいえ |  |
| 　　④　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討していますか。 | はい・いいえ |  |
| 　　⑤　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底していますか。 | はい・いいえ |  |
| 　　⑥　適正化策を講じた後に、その効果について評価していますか。 | はい・いいえ |  |
| （8）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第45条第8項第2号 |
|

|  |
| --- |
| ※　「身体的拘束等の適正化のための指針」に盛り込むべき内容」　①　施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方　②　身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項　③　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針　④　施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針　⑤　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針　⑥　入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針　⑦　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |

 | 平12老企44第4の10(4) |
| （9）　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施していますか。また、新規採用時には身体的拘束等の適正化の研修を実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第45条第8項第3号 |
|

|  |
| --- |
| ※　介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該介護老人保健施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。　　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護老人保健施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要です。　　　また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 |

 | 平12老企44第4の10(5) |
| 26サービス評価 | 　施設では、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常に改善を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第45条第9項平11厚令40第13条第6項 |  |
| 27　施設サービス計画の作成 | (1) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第1項)平11厚令40第14条第1項平12老企44第4の11(1) | ・施設サービス計画書・資格の登録証明書・アセスメント記 録・説明の実施記録・研修の実施（受講）記録・サービス担当者会議の記録・同意に係る記録・モニタリングの記録・入居者に関する記録 |
| (2) 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらに計画内容やその実施を入居者に強制することのないよう留意していますか。 | はい・いいえ |
| (3) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第2項)平11厚令40第14条第2項 |
|

|  |
| --- |
| ※　施設サービス計画は、入居者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要です。　　このため、施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入居者の希望や課題分析結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入居者の話し相手、会食などの自発的活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるように努めなければなりません。 |

 | 平12老企44第4の11（2) |
| (4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第3項)平11厚令40第14条第3項 |
|

|  |
| --- |
| ※　施設サービス計画は、個々の入居者の特性に応じて作成されることが重要です。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入居者の課題分析を行わなければなりません。 　課題分析とは、入居者の有する日常生活上の能力や入居者を取り巻く環境等の評価を通じて入居者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入居者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 　なお、課題分析は、計画担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入居者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。 |

 | 平12老企44第4の11(3) |
| (5) 計画担当介護支援専門員は、上記(4)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入居者及びその家族に面接して行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第4項)平11厚令40第14条第4項 |
| 　　この場合において、入居者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　計画担当介護支援専門員は、面接技法等の研鑽に努めることが重要です。なお、家族への面接については、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとします。 |

 | 平12老企44第4の11の(4) |
| (6) 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望、入居者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第5項)平11厚令40第14条第5項 |
|

|  |
| --- |
| ※　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入居者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければなりません。　したがって、施設サービス計画原案は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果による専門的見地並びに介護老人保健施設の医師の治療方針に基づき、入居者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。また、当該施設サービス計画原案には、入居者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス(医療、リハビリテーション、看護、介護、食事等)に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。　　　さらに提供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスの評価 を行いうるようにすることが重要です。 　なお、ここでいう介護保健施設サービスの内容には、施設の行事及び日課を含むものです。　　施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。 |

 | 平12老企44第4の12の(5) |
| (7) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(医師、理学療法士、作業療法士、看護・介護職員及び栄養士等の当該入居者の介護及び生活状況等に関係する者)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族（以下この項において「入居者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。))の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第6項)平11厚令40第14条第6項 |
|

|  |
| --- |
| ※　計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。　　なお、計画担当介護支援専門員は、入居者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があります。　サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、入居者又はその家族（以下この⑹において「入居者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につの活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。　　なお、同項で定める他の担当者とは、医師、理学療法士、作業療法士、看護・介護職員及び管理栄養士等の当該入居者の介護及び生活状況等に関係する者を指すものです。 |

 | 平12老企44第4の12の(6) |
| (8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第7項)平11厚令40第14条第7項 |
|

|  |
| --- |
| ※　施設サービス計画は、入居者の希望を尊重して作成されなければなりません。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で、文書によって入居者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入居者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。また、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得ることを義務づけていますが、必要に応じて入居者の家族に対しても説明を行い同意を得る（通信機器等の活用により行われるものを含む。）ことが望ましいことに留意してください。 |

 | 平12老企44第4の12の(7) |
| (9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第8項)【独自基準（市）】平11厚令40第14 条第8項平12老企44第4の12の(8) |
|

|  |
| --- |
| ※　施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく入居者に交付しなければなりません。なお、交付した当該施設サービス計画は、2年間保存しておかなければなりません。 |

 |
| (10) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入居者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16第9項)平11厚令40第14条第9項 |
|

|  |
| --- |
| ※　計画担当介護支援専門員は、入居者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入居者及びその家族並びに他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、施設サービス計画のモニタリングを行い、入居者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとします。 　なお、入居者の解決すべき課題の変化は、入居者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画担当介護支援専門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入居者の解決すべき課題に変化が認められる場合には、円滑に連携が行われる体制の整備に努めなければなりません。 |

 | 平12老企44第4の12の(9) |
| (11) 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによって行っていますか。　ア　定期的に入居者に面接していますか。　イ　定期的にモニタリングの結果を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第10項)平11厚令40第14条第10項 |
|

|  |
| --- |
| ※　施設サービス計画作成後のモニタリングについては、定期的に入居者と面接して行う必要があります。　　また、モニタリングの結果についても定期的に記録することが必要です。　　「定期的に」の頻度については、入居者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとします。　　また、「特段の事情」とは、入居者の事情により、入居者に面接することができない場合を主として指すものであり、計画担当介護支援専門員に起因する事情は含まれません。　なお、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。 |

 | 平12老企44第4の12の(10) |
| (12) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。　ア 入居者が要介護更新認定を受けた場合　イ 入居者が介護状態区分の変更の認定を受けた場合 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第11項)平11厚令40第14条第11項 |
| (13) 上記(10)の施設サービス計画の変更に当たっても、上記(3)から(9)について行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第16条第12項)平11厚令40第14条第12項 |
| 28　診療の方針 | (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第17条第1号)平11厚令40第15条第1号 | ・診療記録・入居者に関する記録・処遇日誌・療養棟日誌 |
| (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入居者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第17条第2号)平11厚令40第15条第2号 |
| (3) 常に入居者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家 族に対し、適切な指導を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第17条第3号)平11厚令40第15条第3号 |
| (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入居者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第17条第4号)平11厚令40第15条第4号 |
| (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行っていませんか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第17条第5号)平11厚令40第15条第5号 |
| (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品(平12厚告125)以外の医薬品を入居者に施用し、又は処方していませんか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第17条第6号)平11厚令40第15条第6号 |
| 29　必要な医療の提供が困難な場合等の措置等 | (1) 医師は、入居者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第18条第1項)平11厚令40第16条第1項平12老企44第4の13の(1) 、(2) | ・診療録・入居者に関する記録・診療状況に関する情報提供表 |
| (2) 入居者に係る往診及び通院(対診)については、平成12年3月31日老企第59号通知「介護老人保健施設入居者に係る往診及び通院(対診)について」に沿って適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の14の(3) |
| (3) 不必要に入居者のために往診を求め、又は入居者を病院若しくは診療所に通院させていませんか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第18条第2項)平11厚令40第16 条第2項 |
| (4) 入居者のために往診を求め、又は入居者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入居者の診療状況に関する情報の提供を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第18条第3項)平11厚令40第16条第3項 |
| (5) 入居者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入居者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入居者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第18条第4項)平11厚令40第16条第4項 |
| 30　 機能訓練 | (1) 入居者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、医師、理学療法士若しくは作業療法士又は言語療法士の指導のもとに、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第19条）平11厚令40第17条平12老企44第4の14 | ・訓練に関する計画・訓練に関する日誌 |
| (2) 訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにしていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の14 |
| (3) 入居者１人について、少なくとも週２回程度行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の14 |
| (4) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入居者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の14イ |
| リハビリテーション実施計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図っていますか。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　なお、リハビリテーション実施計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができます。 |

 |  |
| (5) 入居者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行うとともに、入居者の状態を定期的に記録していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の14ロ |
| (6) 入居者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の14ハ |
| (7) リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の14ニ |
| 31栄養管理 | 入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第19 条の2) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 令和6 年3 月31 日まで努力義務（令和6 年4 月1 日より義務化） |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 介護老人保健施設の入居者に対する栄養管理について、令和３年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入居者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものです。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととします。 |

 | 平12 老企44第4 の16 |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 栄養管理について、以下の手順により行うこととします。イ 入居者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入居者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。ロ 入居者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入居者の栄養状態を定期的に記録すること。ハ 入居者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。ニ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月16 日老認発0316 第３号、老老発0316 第２号）第４において示しているので、参考とされたい。なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第８条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |

 |  |  |
| 32口腔衛生の管理 | 　入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第19 条の3) |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 令和6 年3 月31 日まで努力義務（令和6 年4 月1 日より義務化） |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 介護老人保健施設の入居者に対する口腔衛生の管理について、令和３年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入居者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものです。 |

 | 平12 老企44第4 の17 |  |
| ⑴ 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年２回以上行うこと。⑵ ⑴の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとすること。イ 助言を行った歯科医師ロ 歯科医師からの助言の要点ハ 具体的方策ニ 当該施設における実施目標ホ 留意事項・特記事項⑶ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は⑵の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第９条において、３年間の経過措置を設けており、令和6年3月31 日までの間は、努力義務とされている。 |  |  |  |
| 33看護及び医学的管理の下における介護(１) 介護 | 　看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。 | はい・いいえ | 条例第47条第1項平11厚令40第18条第1項 | ・施設サービス計画書・入居者に関する記録・入浴に関する記録・看護に関する記録・健康チェックを行った記録（検温記録等）・排泄に関する記録 |
| (２) 入浴 | (1) 入居者が身体の清潔を維持し，精神的に快適な生活を営むことができるよう，適切な方法により，入居者に入浴の機会を提供していますか。ただし，やむを得ない場合には，清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 | はい・いいえ | 条例第47条第3項平11厚令40第18条第2項平12老企44第4の15(1) |
|

|  |
| --- |
| ※　入浴の実施に当たっては、入居者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施してください。　　なお、入居者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなどにより身体の清潔保持に努めてください。 |

 |
| (2) 介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあるため、次のような事項を実施していますか。 | はい・いいえ |
| ア　利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間はありませんか。 |
| イ　事故などが発生した場合に備え、複数の職員が配置され、事故対応中にも、他の入浴者への見守りについて連携する体制が確保されていますか。 |
| ウ　施設ごとの処遇方法を職員に理解させるためのマニュアルを整備し、定期的に職員に周知していますか。 |
| エ　機械浴の操作方法について、担当職員がその操作方法を十分理解しているか確認していますか。 |
| オ　新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施していますか。 |
| 【入浴中の事故の例】１　職員が１人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で、洗身介助を行っていた。背中を洗うため横向きにしようとした際、入居者が頭から転落した。２　職員３人で利用者４人を入浴介助中、利用者１人がけがをしたため、職員２人が浴室を離れた。その間、職員１人で利用者３人を介助・見守りしていた。職員が利用者１人の体を洗っているとき、背を向けていた浴槽内の利用者が溺れた。３　職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽の水位が上がり、利用者が溺れた。４　職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、①利用者が座位を保てないこと、②リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあること、を知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れている間に利用者が水中に前屈し溺れた。 |  |
| (３) 服薬 | (1)　 医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 | はい・いいえ |  |
| (2) 　誤薬事故を防止するため、次のような事項を行っていますか。 | はい・いいえ |
| ア 医務室等の保管場所について、職員の不在時は常時施錠するなど、入居者等が立ち入り、医薬品等による事故が発生することなどを未然に防ぐための措置を講じていますか。 |  |
| イ 誤薬事故を防止するためのマニュアル等を作成していますか。また、投薬介助に係る全ての職員に内容を周知していますか。 |  |
| ＜参考＞「「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアル（医療提供を目的とした介護保険施設版）」（平成 31 年 3 月一般社団法人日本病院薬剤師会） |
| ウ 投薬介助に際して、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行っていますか。 |  |
| (４) 排せつ | (1) 入居者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第47条第4項平11厚令40第18条第3項平12老企44第4の15の(2) |
|

|  |
| --- |
| ※　入居者の心身の状況や排せつの状況などをもとに、トイレ誘導や入居者の自立支援に配慮した排せつ介助など適切な方法により実施してください。 |

 |
| (2)　おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えていますか。  | はい・いいえ | 条例第47条第5項平11厚令40第18条第4項 |
| (3) 入居者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、入居者の排せつ状況を踏まえて実施していますか。　 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　おむつ交換等の排せつ介助は、入居者の状況に応じて下記①～⑦のとおり行ってください。①　おむつ交換は、汚れたら求めに応じて直ちに交換する随時交換を基本としますが、認知症その他の障がいで意思伝達が不可能な場合の定時交換は、十分な頻度で行うこと。　②　不安感や羞恥心への配慮をすること。　③　感染対策に留意すること。　④　夜間の排せつ介助及びおむつ交換についても、十分配慮すること。　⑤　衝立、カーテン等を活用して、プライバシーに配慮すること。　⑥　汚物入容器等は見苦しくないようにすること。　⑦　汚物は速やかに処理すること。 |

 |  |
| (５)褥瘡発生防止 | 褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を予防するため、次のような体制を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第47条6項 |
| ア 当該施設における褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入居者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践ならびに評価をする。イ 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい)を決めておくこと。ウ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置すること。エ 当該施設における褥瘡対策のため指針を整備すること。オ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施すること。 |  | 平11厚令40第18条第5項平12老企44第4の15の(3) |
| 　また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用していますか。 | はい・いいえ |  |
| (６) その他の介護 | (1) 入居者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活の世話を適切に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第47条第7項平11厚令40第18条第6項 |
| (2) 入居者に対して、入居者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。 | はい・いいえ | 条例第47条第7項平11厚令40第18条第7項 |
| （７）喀痰吸引等について | ①　介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 | 該当・非該当はい・いいえ | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、48条の3同法施行規則第26条の2、第26条の3平成23年11月11日社援発1111第1号　厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係 |
| ②　事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | はい・いいえ |
| ③　介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。□ 医師の指示書が保管されている。□ 指示書は有効期限内のものとなっている。 | はい・いいえ |
| ④　喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | はい・いいえ |
| ⑤　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はい・いいえ |
| ⑥　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はい・いいえ |
| ⑦　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑧　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はい・いいえ |  |
| ⑨　たん吸引等の実施に関する業務マニュアル等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | はい・いいえ |  |
| 34 食事の提供 | (1)　栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。 | はい・いいえ | 条例第48条第1項平１１厚令４０第４５条 | ・献立表・嗜好に関する調査・残食(菜)の記録・検食簿・業者委託の場合契約書・検食に関する記録・栄養士による栄養指導の記録 |
| (2)　入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入居者の栄養状態に応じて行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入居者の身体の状況や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としていますか。 | はい・いいえ |  |
| (3) 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに，入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。 | はい・いいえ | 条例第48条第3項 |
| (4) 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう，その意思を尊重しつつ，入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか | はい・いいえ | 条例第48条第4項平１１厚令４０第４５条第 |
| (5) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の16の(2) |
| (6) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいですが、早くても午後５時以降としていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の16の(3) |
| (7) 食事提供に関する業務は介護保健施設自ら行っていますか。  　 なお、食事の提供に関する業務を第三者に委託しているときは、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されている場合に、当該施設の最終的責任の下で行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の16の(4) |
| (8) 食事提供については、入居者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入居者の食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の16の(5) |
| (9) 入居者に対しては適切な栄養食事相談を行っていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の16の(6) |
| ⑽　食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の16の(7) |
| 35　相談及び援助 | 常に入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第22条平11厚令40第20条 |  |
| 36　その他のサービスの提供 | (1) 入居者の嗜好に応じた趣味，教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに，入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。 | はい・いいえ | 条例第49条第1項平１１厚令４０第４６条第１項 | ・事業計画（報告）書等・レクレーション計画及び実施に係る記録・入居者に関する記録・面会記録 |
| (2) 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第49条第2項平11厚令40第21条第2項 |
| 37　入居者に関する市町村への通知 | 介護保健施設サービスを受けている入居者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。　ア　正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に 関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。　イ　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | はい・いいえ該当なし | 条例第53条（準用第24条）平11厚令40第22条平12老企44第4の17 | ・入居者に関する記録・市町村に送付した通知に係る記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。 |

 |  |
| 38　 管理者による管理 | 専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者が管理者になっていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第25条平11厚令40第23条平12老企44第4の18 | ・組織図・運営規程・職員勤務表 |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、当該施設の従業者としての職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者若しくは従業者としての職務に従事することができます。 |

 |
| 39　管理者の責務 | (1) 管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第26条第1項)平11厚令40第24条第1項 | ・組織図・業務日誌等 |
| (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第26条第2項)平11厚令40第24条第2項平12老企44第4の19 | ・組織図・業務日誌等 |
| 40　計画担当介護支援専門員の責務 | 計画担当介護支援専門員は、「27施設サービス計画作成」に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第27条 | ・施設サービス計画書・照会に係る記録・サービス担当者会議の記録・連携の記録・苦情に係る記録・アクシデント・インシデントに係る記録 |
| (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第27条第1号)平11厚令40第24条の2第1号 |
| (2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第27条第2号)平11厚令40第24条の2第2号 |
| (3) 入居者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第27条第3号）平11厚令40第24条の2第3号 |
| (4)　苦情の内容等を記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第27条）第4号平11厚令40第24条の2第4号 |
| (5)　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第27条第5号)平11厚令40第24条の2第5号 |
| 41　運営規程 | 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。）を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第50条平11厚令40第25条 | ・運営規程・指定申請、変更届（写） |
| ア 施設の目的及び運営の方針イ 従業者の職種、員数及び職務の内容ウ 入所定員エ　ユニットの数及びユニットごとの入居定員オ 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び 利用料その他の費用の額カ 施設の利用に当たっての留意事項(入居者が介護老人保健施設サービスの提供を受ける際に入居者が留意すべき、入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)キ 非常災害対策ク　虐待の防止のための措置に関する事項ケ　その他施設の運営に関する重要事項(入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。) |  | 平12老企44第4の21の(3) |
|

|  |
| --- |
| ※ 「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるもであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 |

 | 平12 老企44第4 の24(1) |
|

|  |
| --- |
| ※ 「施設の利用に当たっての留意事項」は、入居者が介護保健施設サービスの提供を受ける際に入居者が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものです。 |

 | 平12 老企44第4 の24(2) |
|

|  |
| --- |
| ※ 「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 |

 | 平12 老企44第4 の24(3) |
|

|  |
| --- |
| ※ 「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容です。※ 令和6 年3 月31 日まで努力義務 |

 | 平12 老企44第4 の24(4) |
|

|  |
| --- |
| ※ 「その他施設の運営に関する重要事項」は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましいです。 |

 | 平12 老企44第4 の24(5) |
| 42業務継続計画の策定等 | (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第29条の2第1 項） | ・業務継続計画・研修及び訓練の実施記録 |
|

|  |
| --- |
| ※ 介護老人保健施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続して介護老人保健施設サービスの提供を受けられるよう、介護老人保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護老人保健施設に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |

 | 平12 老企44第4 の26(1) |
|

|  |
| --- |
| ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。① 感染症に係る業務継続計画イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ロ 初動対応ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）② 災害に係る業務継続計画イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ハ 他施設及び地域との連携 |

 | 平12 老企44第4 の26(2) |
| (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第29条の2\第2 項） |
|

|  |
| --- |
| ※ 　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |

 | 平12 老企44第4 の26(3) |
|

|  |
| --- |
| ※ 　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切と考えられます。。 |

 | 平12 老企44第4 の26(4) |
| (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第29条の2第3 項） |
| 43　定員の遵守 | (1) 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させていなませんか。 | はい・いいえ | 条例第52条平11厚令40第27条 | ・入居者名簿・運営規程 |
| (2) 1人部屋に2人入所させていませんか。 | はい・いいえ |  |
| 44　非常災害対策 | (1)　非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第31条第1項） | ・消防計画・避難訓練記録 |
| (2)　非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第31条第2項） |
| (3)　訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第31 条第3項) |
|

|  |
| --- |
| ※ 介護老人保健施設の開設者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。 |

 | 平12 老企44第4 の27(4) |
| (4)　非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めていますか。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　介護老人保健施設の入居者の特性に鑑み、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。　　関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。　　なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。　　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。 |

 | 平12老企43第4の23の(1)（2） |
| 45　衛生管理等  | (1) 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第32条第1項)平11厚令40第29条第1項 | ・受水槽の清掃記録等・医薬品等管理簿・感染症対策に係る記録・食中毒防止等の研修記録等・保健所の指導等の記録・浴槽に係る細菌検査実施結果・感染症対策に係る手引き |
|

|  |
| --- |
| ※　このほか、次の点に留意していますか。①　調理及びは以前に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。②　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。③　特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 |
| ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |

 |
| (医薬品、医療機器) | (2) 医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 | はい・いいえ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　誤薬事故を防止するため、次のような事項を行っていますか。①　医務室等の保管場所について、職員の不在時は常時施錠するなど、入居者等が立ち入り、医薬品等による事故が発生することなどを未然に防ぐための措置を講じていること。 ②　誤薬事故を防止するためのマニュアル等を作成していること。また、投薬介助に係る全ての職員に内容を周知していること。③　投薬介助に際して、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行っていること。 |

 |
| (感染症、食中毒の予防） | （3）　施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。 |  | 条例第53条（準用第32条第2項)平11厚令40第29条第2項平12老企44第4の24の(2) |
| ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催していますか。また、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第32条第2項第1号）平12老企44第4の24（2)① |
|

|  |
| --- |
| 〔感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会〕当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入居者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |

 | 平12 老企44第4 の28（2)① |
| イ　介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第32条第2項第2号）平12老企44第4の24(2)② |
|

|  |
| --- |
| 〔感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針〕当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい |

 |
| ウ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的（年２回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第32条第2項第3号）平12老企44第4の24(2)③ |
|

|  |
| --- |
| ※　研修の実施内容について、記録を作成することが必要です。 |

 |
|

|  |
| --- |
| 〔感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修〕介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。 |

 |
|

|  |
| --- |
| 〔感染症の予防及びまん延の防止のための訓練〕平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第11条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。 |

 | 平12 老企44第4 の28（2)④ |
| エ 感染者や既往者の入所に際し、感染対策担当者は、介護職員その他の従事者に対して当該感染症に関する知識、対応等について周知を図っていますか。 | はい・いいえ | 平11厚令40第29条第2項第4号平12老企44第4の24(2)④ |
| （5）　調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の24(2)③ |
| （6）　施設内の感染症拡大を未然に防ぐため、利用者だけでなく介護職員室等、施設内すべての場所で共用タオルの使用を禁止していますか。  | はい・いいえ |  |
| （1）～（6）に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対処についてマニュアル等で定め、感染症又は食中毒の発生が疑われる際はこれに沿って対応を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第32条第2項第4号） |
|

|  |
| --- |
| 〔厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順〕ア　従業者が、入居者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者に報告する体制を整えること。 イ　管理者は当該指定施設における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前記アの報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。ウ　感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図らなければならないこと。エ　指定医師及び看護職員は、当該指定施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。オ　指定施設の管理者及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じなければならないこと。カ　指定施設は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。キ　管理者は、次に掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。　(イ)　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が１週間内に２名以上発生した場合　(ロ)　同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合　(ハ)　上記(ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ特に管理者等が報告を必要と認めた場合ク　上記キの報告を行った場合は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう、努めなければならないこと。 |

  | 平18厚労告268 |
|  |

|  |
| --- |
| ※　以下の通知等に基づき、感染症の発生及びまん延を防止するための措置を徹底してください。「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」（2019年3月 厚労省老人保健健康等増進事業）「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」（平成28年9月16日厚労省通知）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚労省通知　別添）「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について」(平成17年1月10日厚労省通知)「インフルエンザ施設内感染予防の手引」（平成25年11月改定　厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室）「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日厚生省通知）「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日厚労省通知）「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚労省告示264） |

 |  |
| (空調設備等） | (7) 空調設備等により施設内の適温の確保及に努めていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の24の⑤ |  |
|

|  |
| --- |
| ※　居室内やリビングなど、施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。  |

 |
| 46　協力病院等 | (1) 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定めていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第33条第1項）平11厚令40第30条第1項 | ・掲示板・契約書 |
| (2) 協力病院は、施設から自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の近距離にありますか。 | ある・ない | 平12老企44第4の25の(1) |
| (3) 協力病院の標榜している診療科名等からみて、病状急変等の事態に適切に対応できるものですか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の25の(2) |
| (4) 入居者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めていますか。 | はい・いいえ | 平12老企44第4の25の(3) |
| (5) あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第33条第2項）平11厚令40第30条第2項 |
| 47　掲示 | 　施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。なお、文字の大きさ、掲示物の様式等、見やすい形式で掲示されていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第34条）平11厚令40第31条 | ・掲示場所を確認・届出書（写） |
|

|  |
| --- |
| ※　運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を介護老人保健施設の見やすい場所に掲示することを規定したものですが、次に掲げる点に留意する必要があります。① 　施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入所申込者、入所その家族に対して見やすい場所のことです。② 　従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 |

 | 平12 老企44第4 の30(1) |
|

|  |
| --- |
| ※ 　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入所申込者、入居者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該介護老人保健施設内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものです。 |

 | 条例第53条（準用第34 条第2 項)平12 老企44第4 の30(2) |
| 48秘密保持等 | (1) 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第35条第1項)平11厚令40第32条第1項平12老企44第4の26の(1) | ・情報提供に係る記録・就業時の取り決め等の記録・入居者（家族）同意書 |
|

|  |
| --- |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |

 |
| (2) 従業者が、退職した後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘 密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第35条第2項)平11厚令40第32条第2項平12老企44第4の26の(2) |
|

|  |
| --- |
| ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |

 |
| (3) 居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第35条第3項)平11厚令40第32条第3項平12老企44第4の26の(3) |
| (4)　「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) |
|

|  |
| --- |
| ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 |

 |  |
| 49広告制限 | (1) 次に掲げる事項を除き、当該介護老人保健施設に関して、文書その他いかなる方法を問わず、これを広告していませんか。 | はい・いいえ | 法第98 条平11厚告97平13老振10 | ・パンフレット等・ポスター等・広告・運営規程 |
| ア 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項イ 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名 ウ 施設及び構造設備に関する事項エ 職員の配置員数オ 提供されるサービスの種類及び内容(医療の内容に 関するものを除く)カ 利用料の内容 |  |  |
| (2) 広告内容は虚偽のものとなっていませんか。 | はい・いいえ | 平13老振10 |
| 50　居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | (1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第36条第1項)平11 厚令40第33条第1項平12老企44第4の27の(1) |  |
| (2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第36条第2項)平11 厚令40第33条第2項平12老企44第4の27の(2) |  |
| 51　苦情処理 | (1) 提供した介護保健施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第37条第1項)平11厚令40第34条第1項平12老企44第4の28の(1) | ・運営規程・掲示・苦情に関する記録 |
|

|  |
| --- |
| ※「必要な措置」とはア　苦情を受け付けるための窓口を設置する。イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。　　等 |

 |  |
| (2) 上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録していますか。また、サービスの質の向上を図る上で苦情が重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。　　なお、苦情の内容等の記録は、５年間保存してください。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第37条第2項)【独自基準（市）】平11厚令40第34条第2項平12老企44第4の28の(2) |
| (3) 提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して 市町村が行う調査に協力していますか。また、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第37条第3項)平11厚令40第34条第3項平12老企44第4の28の(3) | ・指導等に関する記録・報告に係る記録 |
| (4) 市町村から求めがあった場合には、上記(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第37条第4項)平11厚令40第34条第4項 |
| (5) 提供した介護保健施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が行う法第176条第１項第３号の規定による調査に協力していますか。また、国保連から同号の規定による指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第37条第5項)平11厚令40第34条第5項平12老企44第4の28の(3) |
| (6) 国保連からの求めがあった場合には、上記(5)の改善の内容を国保連に報告していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第37条第6項)平11厚令40第34条第6項 |
| 52　地域との連携等 | (1) 施設の運営に当たっては、介護老人保健施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第38条第1項)平11 厚令40第35条第1項平12老企44第4の34(1) | ・地域交流に関する記録・ボランティア活動記録 |
| (2) 運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第38条第2項) |
|

|  |
| --- |
| ※ 介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 |

 | 平12 老企44第4 の34(2) |
| 53　 事故発生の防止及び発生時の対応 | (1) 事故が発生した場合の対応、次の(2)の報告の方法等が記載された「事故発生の防止のための指針」を作成していますか。  | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条第1項第1号）平11厚令40第36条第1項第1号 | ・アクシデント及びインシデントに係る記録・事故に係る記録 |
|

|  |
| --- |
| ※　この指針に盛り込むべき項目としては、次のようなことが定められています。① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針⑥ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 |

 | 平12老企44第4の30の① |
| (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策が従業者に周知徹底する体制が整備されていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条第1項第2号） |
|

|  |
| --- |
| ※　報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。具体的には、次のようなことが想定されます。① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記載するとともに、①の様式に従い介護事故等について報告すること。③ 次の(3)の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 |

 | 平11厚令40第36条第1項第2号平12老企44第4の30の② |
| (3) 事故発生の防止のための委員会（事故防止検討委員会）を設置し、定期的及び必要に応じて開催していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条第1項第3号） |
|

|  |
| --- |
| 〔事故発生の防止のための委員会〕介護老人保健施設における「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 |

 | 平11厚令40第36条第1項第3号平12老企44第4の35③ |
| (4) 事故発生の防止のため、次のような従業者に対する研修を定期的に実施していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条第1項第3号） |
|

|  |
| --- |
| 〔事故発生の防止のための職員に対する研修〕介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、施設における指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年２回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録を作成することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 |

 | 平11厚令40第36条第1項第3号平12老企44第4の35④ |
| (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。　　 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条第2項)平11厚令40第36条第2項 |
|

|  |
| --- |
| 〔事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者〕介護老人保健施設における事故発生を防止するための体制として、上記に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会において安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第10 条において、６ヶ月間の経過措置を設けており、令和３年９月30 日までの間は、努力義務とされている。 |

 | 平12 老企44第4 の35⑤ |
| (6) 介護事故等の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条第3項)平11厚令40第36条第3項 |
| (7) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はい・いいえ | 条例第39条第4項平11厚令40第36条第4項平12老企44第4の30の⑤ |
|

|  |
| --- |
| ※　速やかな賠償を行うために、損害賠償保険に加入しておくか、賠償視力を有することが望ましいです。 |

 | 平12老企44第4の30の⑤ |
| 54虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | いる・いない | 条例第53条（準用第39 条の2) |  |
|

|  |
| --- |
| 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、介護老人保健施設は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、入居者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。・虐待の未然防止介護老人保健施設は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第１条の２の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。・虐待等の早期発見介護老人保健施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、入居者及びその家族からの虐待等に係る相談、入居者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。・虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、介護老人保健施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第２条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされている。 |

 | 平12 老企44第4 の37 | ・委員会の記録・指針・研修の記録 |
| (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条の2第1 号） |  |
|

|  |
| --- |
| 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |

 | 平12 老企44第4 の37① |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関することロ 虐待の防止のための指針の整備に関することハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関することニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |

 |  |  |
| (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条の2第2 号） |  |
|

|  |
| --- |
| 〔虐待の防止のための指針〕介護老人保健施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項チ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |

 | 平12 老企44第4 の37② |  |
| (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条の2第3 号） |  |
|

|  |
| --- |
| 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該介護老人保健施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護老人保健施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。 |

 | 平12 老企44第4 の37③ |  |
| (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第39条の2第4 号） |  |
| 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕介護老人保健施設における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |  | 平12 老企44第4 の37④ |  |
| 55 会計の区分 | 介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第40条）平11厚令40第37条平12老企44第4の36 | ・会計関係書類 |
|

|  |
| --- |
| ※　具体的な会計処理については、次の通知に基づき適切に行ってください。・「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振発第18号）・「介護老人保健施設会計・経理準則の制定について」（平成12年3月31日　老発第378号） |

 |
| 56記録の整備 | (1) 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第41条第1項)平11厚令40第38条第1項 | ・職員名簿・履歴書等・設備・備品台帳・会計関係書類・施設サービス計画・施設サービスに係る記録・診療録・定期的な検討記録・市町村への通知に係る記録・苦情に関する記録・事故に係る記録 |
| (2) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から２年間 (エ、カ、キ、クについては、５年間)保存していますか。 | はい・いいえ | 条例第53条（準用第41条第2項)【独自基準（市）】平11厚令40第38条第2項平12老企44第4の32 |
| ア　施設サービス計画書イ　居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録（項目21　入退所（4）を参照） ウ　提供した具体的なサービスの内容等の記録 エ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 オ　入居者に関する市町村への通知に係る記録（項目35参照）カ　苦情の内容等の記録 キ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ク　診療録（※医師法第24 条第２項の規定による。） |  |
|

|  |
| --- |
| ※ 「その完結の日」とは、個々の入居者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入居者の死亡、入居者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。また、介護保健施設サービスの提供に関する記録には診療録が含まれるものです（ただし、診療録については、医師法第24 条第２項の規定により、５年間保存しなければならないものであること）。 |

 | 平12 老企44第4 の38 |
| 57電磁的記録等 | (1) 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9 条第1 項(前条において準用する場合を含む。)及び第12 条第1 項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | はい・いいえ該当なし | 条例第54 条第1 項 |  |
|

|  |
| --- |
| 〔電磁的記録について〕介護老人保健施設及び介護保健施設サービスの提供に当たる者（以下「施設等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、施設等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。⑴ 電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。⑵ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法⑶ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。⑷ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |

 | 平12 老企44第6 の1 |  |
| (2) 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | いる・いない該当なし | 条例第54 条第2 項 |  |
| 〔電磁的方法について〕入居者及びその家族等（以下「入居者等」という。）の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、施設等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に入居者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。⑴ 電磁的方法による交付は、基準省令第５条第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。⑵ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより入居者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。⑶ 電磁的方法による締結は、入居者等・施設等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。⑷ その他、基準省令第51 条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、基準省令又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。⑸ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 平12 老企44第6 の2 |  |
| 58法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。届け出ている場合は届出の内容を記載してください。　◎　届出先 〔 松本市　・　長野県　・　厚労省　・　その他 （　　　　　　　）〕◎　届出年月日　〔平成　　　年　　　月　　　日〕　◎　法令遵守責任者氏名　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | 届出あり・届出なし不明 | 法第115条の32第1項第2項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　全ての事業所が松本市内にある場合、届出先は松本市になります。それ以外の場合は、松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について】で届出区分をご確認ください。 |

 |  |  |
|

|  |
| --- |
| ※　届出の有無が不明の場合については、届出先となる所管庁に確認し、届出を行っていない場合は、速やかに届出を行ってください。※　法令遵守責任者については、届出先となる所管庁に確認し、届出時から変更になっている場合は新たに届出を行ってください。 |

 |  |  |
| 【事業者が整備等する業務管理体制の内容】◎事業所等の数が２０未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等◎事業所等の数が２０以上１００未満・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要◎事業所等の数が１００以上・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 |  | 施行規則第140条の39 |  |
| ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。 | はい・いいえ |  |  |
| ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | はい・いいえ |  |  |
| ◎具体的な取組を行っている場合には、次のアからカを○で囲み、カについては、内容を記入してください。　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置をとっている。　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。エ　業務管理体制についての研修を実施している。　オ　法令遵守規程を整備している。　カ　その他（　　　　　　　　　　　　 　　） | 　 |  |  |
| ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | はい・いいえ |  |  |
| **☆　⑤は、項目58①で、届出先が松本市である事業所のみご回答ください。** |
| ⑤　貴事業所（併設の施設等を含む）には、上記法令遵守責任者が出勤し、常駐していますか。 | はい・いいえ |  |  |
| **→　⑤が「はい」に該当した場合、上記法令遵守責任者が「業務管理体制自己点検表」を記入・作成し、本自己点検表等と合わせて実地指導までに、ご提出ください。****※　業務管理体制自己点検表は松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について→業務管理体制一般検査について→業務管理体制自己点検表】に掲載されています。****※　今年度、併設事業所等の実地指導の際に、既にご提出いただいている場合は、提出不要です。****→　⑤が「いいえ」に該当した場合、上記法令遵守責任者が常駐している事業所等の情報を記載してください。****該当事業所名　 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】****該当事業所住所　 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】****当該事業所連絡先　【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】** |
| 第５ 開設許可等の変更 |
| 59開設許可等の変更 | (1) 開設者は、当該介護老人保健施設の入所定員その他介護保険法施行規則第136条第２項に定める事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けていますか。 | はい・いいえ | 法第94条第2項 |  |
| ア 敷地の面積及び平面図イ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。) 並びに施設及び構造設備の概要ウ 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画エ 運営規程(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。)オ 協力病院 |  | 施行規則第136条第2項 |  |
|

|  |
| --- |
| ※　ただし、運営規程に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しません。(次の(2)の届出が必要になります。) |

 |  |  |
| (2) 開設者は、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他介護険法施行規則第137条に定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市長（高齢福祉課）に届け出ていますか。 | はい・いいえ該当なし | 法第99条 |  |